

かすみがうら市消防本部開発行為消防水利設置指導基準

(目的)

第1条 この基準は、かすみがうら市消防本部管内の開発行為等に伴う消防水利の設置に関する同意、協議の事務及び消防施設の基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この指導基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為とは、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 事業主とは、開発行為を行う者であり、土地開発事業に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事を施行する者をいう。
- (3) 開発区域とは、土地開発事業を行う土地の区域をいう。

(消防水利の設置基準)

第3条 消防水利については、消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定に基づく、消防水利の基準によるもののほか、本基準に定めるところにより、かすみがうら市消防長（以下「消防長」という。）と協議の上、設置しなければならない。

(適用範囲)

第4条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項による許可を受けた開発行為並びにかすみがうら市土地開発事業の適正化に関する指導要綱（平成27年かすみがうら市告示第2号）第9条第1項による承認を受けた宅地開発事業（以下「開発行為等」という。）のうち、開発区域面積が1,000平方メートル以上のものについて適用する。

(指導基準)

第5条 事業主は、開発区域内に次の各号に掲げる基準に適合するように消防水利を設置しなければならない。

- (1) 消防水利を中心として、次表に示す一定の円を描き、これらの円で開発区域が完全包含されることとし、消防水利が複数必要となる場合はこれらの円に隙間がないことを原則とすること。

なお、隣接市町の既設消防水利による包含は認めないものとする。

	用途地域	円の半径
市街地及び準市街地	近隣商業地域	100m
	商業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	
	その他の地域及び用途地域の指定されていない地域	120m
上記以外の地域		140m

※ 市街地及び準市街地とは、消防力の整備指針（平成17年消防庁告示第9号）に規定する市街地及び準市街地をいう。

- (2) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発行為については、水利基準に適合する耐震性防火水槽または消火栓を設置すること。ただし、付近に既設の消防水利（かすみがうら市が所有する防火水槽又は消火栓。以下「既設水利」という）があり、第1号で定める円で完全包含できる場合は、既設水利で開発区域を包含できることとする。
- (3) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為については、次の定めるところによること。
- ア 設置する消防水利は、水利基準に適合する耐震性防火水槽を設置すること。
- イ 設置する耐震性防火水槽で包含できない部分にあつては、耐震性防火水槽または消火栓を設置すること。ただし、付近に既設水利があり、かつ、開発区域が第1号で定める円で完全包含できる場合は、既設水利で開発区域を包含できることとする。
- (4) 既設水利で包含する場合、河川、擁壁、がけ、建築物及びその他地理的な条件により、消防用ホースを延長することが困難であると消防長が判断した場合は、既設水利による包含は認めない。
- (5) 開発面積が20,000平方メートル以上または建築物の高さが31メートルを超える場合（再開発を含む）については、消防用設備等である消防用水（20立方メートル）の義務設置に該当する可能性（建築物等の構造、規模等に諸条件有）があることから、予防課との協議を要する。原則、消防用水と防火水槽の防護区域が重複する場合の兼用は認めない。ただし、消防用水と防火水槽との水量を合算し60立方メートル以上確保し、消防用水との兼用を認めても差し支えないと判断した場合については、この限りではない。

(消防水利設置の免除、緩和)

第6条 前条に定める開発区域内における消防水利の設置については、消防に必要な水利が十分であると消防長が認めたときは、免除又は緩和することができる。また、同一地形を形成する開発行為については、当該開発行為者と既に開発許可申請された開発行為者の事業主が同一のものであるときは、これらの開発行為を同一開発行為とみなして、同様の扱いとすることができる。

(消防水利の基準)

第7条 消防水利を設置する場合は、消防法の規定に基づく消防水利の基準及び技術基準により設置するものとする。

(1) 防火水槽の基準

- ア 防火水槽の規格は、原則として設置予定地でコンクリートを打設し建設される鉄筋コンクリート製のもの（現場打ち防火水槽）または工場において生産された部材を使用して建設されるもの（二次製品防火水槽）で財団法人日本消防設備安全センターの認定を受けたものによるほか、消防防災施設整備費補助金交付要綱に基づく規格に適合するものであること。
- イ 防火水槽は、一槽式とし、有蓋及び有底底でのものであること。
- ウ 耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。
- エ 貯水量は、常時40立方メートル以上とすること。

- オ 取水点は、消防自動車容易に部署し、取水できること。なお、取水点と地表面上の高さは、0.5メートル以下であること。
- カ 地盤面から取水部（底設ピットを除く）までの落差は、4.5メートル以下であること。
- キ 底設ピットは、吸管投入孔の直下に設け所用水量の全てを有効に吸い上げる構造とし、その深さは0.5メートル以上でかつ、広さは一辺の長さ又は直径が0.6メートル以上とすること。
- ク 吸管投入孔は、丸型を原則とし、一辺が0.6メートル以上または直径0.6メートル以上とすること。なお、吸管投入孔は原則2箇所設けるとともに、吸管投入孔の蓋については、かすみがうら市指定（別図1）のものを原則設けること。
- ケ 公園等で防火水槽の周囲にフェンスを設ける場合は、吸管投入孔直近のフェンス開口部（内開き）を設けること。
- コ 上載荷重、自重及び土かぶり荷重、土、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度および耐久性を有するものとし、設置場所の状況に応じ、自動車荷重に耐えうるものとする。

（2）消火栓の基準

消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。

ア 構造は、次のとおりとする。

- ① 杵は、鉄筋コンクリート製、鋼鉄製、鋳鉄製又は同等以上のものであること。
- ② 消火栓蓋及び放口並びに開閉バルブの離隔は0.3メートル以内とし、消火栓蓋については、かすみがうら市指定（別図2）のものを原則設けること。なお、地上式にあつては、この限りでない。

（3）消防水利標識

標識は、消防水利直近（概ね5メートル以内）かつ、消防隊から視認できる位置に設けるものとし、水利標識の規格（別図3）及び掲示方法については、消防庁通達（昭和45年8月19日消防防第442号）による。ただし、消火栓を設置する場合において、標識の代わりに消火栓格納箱を設置する場合はこの限りでない。

（消火栓を設置する場合）

第8条 消火栓の規格は、水道法（昭和32年法律第177号）によるもののほか、次に掲げる定めによらなければならない。

- （1）新規に配水管を引き込み設置する場合は、開発区域図に新規配水管工事箇所及び消火栓設置位置を明記した書類を提出すること。なお、上記書類は、事前協議の完了後、許可等を本申請する前に、市水道部局と協議し、工事可能の確認をしたうえで提出し、承認を受けるものとする。
- （2）既設配水管に消火栓を設置しようとする場合、開発区域周辺の配管図に設置位置を明記した書類を提出すること。
- （3）消火栓格納箱（筒先1、ホース3、スピンドル1を含む）を設置するものとする。

(消防活動空地等)

第9条 事業主は、階数が3階以上で高さ15メートル以上の中高層建築物を建築するときは、消防車両等の進入路及び消防活動の支障とならないよう、次に掲げる進入路及び消防活動空地を確保するものとする。

(1) 進入路

ア 進入路の縦横勾配は、8パーセント以下とすること。

イ 進入路の構造は、総重量20トンの車両等の重さに耐える地盤支持力を有すること。

ウ 通路に面する空地は、原則として、通路と同じ地盤面とすること。

エ 通路に必要な幅員は、5メートル以上とすること。

オ 主要道路等の隅切りについて、指導又は協議を行うものとする。

カ 進入路及びその周辺部分には、高さ4メートル以下の障害物件を排除すること。

(2) 消防活動空地

ア はしご付消防自動車架梯のため、建築物の外壁面から5メートル以内に、はしご付消防自動車が接近できるように幅6メートル、長さ12メートル以上の消防活動空地を確保すること。

イ 消防活動空地の設定箇所は、非常用の進入口ごと又は解放廊下もしくはバルコニーの主要部分に確保し、当該空地の上空に架線、工作物等の障害物を設けないこと。

ウ 消防活動空地の構造は、車両総重量20トンのはしご付消防自動車の通行に耐える地盤支持力を有すること。

(協議申請)

第10条 事業主から消防水利設置計画書(様式第1号)の申請を受けたときは、当該区域について、消防水利の状況を検討し、調査書(様式第2号)により、消防長に副申するものとする。

(維持管理)

第11条 協議により設置された消防水利で、用地ともに市に帰属されるものについては、市の管理とする。市に帰属されない防火水槽については、所有者の維持管理とし、付近の火災等災害時に消防隊の使用に協力するものとする。

(申請書類)

第12条 事業主は、第4条の規定による消防水利の設置については、消防水利設置計画書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、消防長に2部提出するものとする。

(1) 開発区域位置図

(2) 公図の写し

(3) 土地利用計画図(消防水利の設置場所)

(4) 造成計画平面図又は給水計画図

(5) 消防水利詳細図又は製品仕様書

(6) 防火水槽の構造図・構造計算書

(協議書の交付)

第13条 消防長は、開発行為等に係る消防水利設置計画書の内容審査結果が関係法令に適合しているときは、消防水利協議書（様式第3号）を開発行為者に交付するものとする。

(消防水利の変更等)

第14条 事業主は、消防水利協議書交付後に消防水利の位置又は構造等を変更する時は、その部分の工事に着手する前に協議し、変更書類（様式第4号）の提出をもって承認を受けるものとする。また、工事着工後、工法上等の問題でやむを得ず位置や構造に変更が生じる場合は、その時点で再協議し、承認を受けた後に施工するものとする。

(工事の検査)

第15条 事業主は工事の進捗状況により、検査を受けなければならない。

- 1 工事にあたっては、作業工程の打合せ後に、使用する製品等の確認を受けたのちに、工事に着手するものとする。また、下表の検査工程ごとに、検査を受けなければならない。
- 2 検査を受けようとするときは、工事検査（中間・完成）依頼書（様式第5号）により、検査を依頼しなければならない。
- 3 完成検査後に、作業工程ごとの写真帳を作成し、提出するものとする。

防火水槽

検査工程	中間検査	完成検査	写真管理
着工前	—	—	○
地盤の床掘り	—	—	○
基盤の仕上げ	—	—	○
配筋の組立て	○	—	○
二次製品搬入	○	—	○
完了時 水張り検査	—	○ 給水後、蓋に封印	○
	—	○ 給水から1週間後	○

消火栓

検査工程	中間検査	完成検査	写真管理
着工前	—		○
路盤掘削	—		○
配管工事	—		○
完了時 通水試験	—	○	○

(工事検査済通知書の交付)

第16条 消防長は、完成検査の結果、開発行為等に関する消防水利設置計画書の内容に適合しているときは、工事検査済通知書（様式第6号）を事業主に交付するものとする。

(消防水利の撤去)

第17条 消防水利を撤去する関係者は、消防長に消防水利撤去届出書（様式第7号）により届出し、協議するものとし、費用については事業主が負担するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行に際し、協議中及び協議済のものについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この基準の施行に際し、協議中及び協議済のものについては、なお従前の例による。

消防水利設置計画書

年 月 日

かすみがうら市消防長

住所
申請者
氏名

都市計画法第32条に関する公共施設（消防水利）の設置は、次の通りでありますので届け出ます。

開発行為の概要	施工地の地名地番						
	造成地の名称						
	工事施工者住所氏名						
	施行地区の面積	総面積	m ²	敷地面積	m ²	住宅等戸数	戸
	建築物の概要	建築階数	階	建築物の高さ	m		
	用途地域	地域					
	工事予定	年 月 日 ~					
道路	進入路巾員数	m		その他の道路	m		
消防水利	消火栓	防火水槽		その他の水利			
	管口径	水量・個数					
※受付	支障 有 ・ 無						

- 備考
1. 本提出書2部提出する。
 2. 造成地内の配管系統図及び 防火水槽・消火栓 位置図を添付する。
 3. ※欄は記入しない。

調 査 書

	決 裁						所属	
本 部	消防長	次 長	課 長	補 佐	係 長	主任・係	受付	年 月 日
							審査	年 月 日
申 請 者	住 所 氏 名 連絡先						副申	年 月 日
							決裁	年 月 日
届出種別							要旨	
防 火 対 象 物	名 称	TEL						
	所在地							
	用 途							
審 査 内 容								
指は 示承 事認 項事 又項								
意見	本部							

か 消 警 第 号
年 月 日

殿

かすみがうら市消防本部
消防長

消 防 水 利 協 議 書

造成地の名称

施行地区の所在地

施行地区の面積

消 防 水 利	消火栓	新設・既設		
	(配管口径		mm)	基
	防火水槽	新設・既設		
	(容 量		m ³)	基

1 事項

上記の開発行為に関する消防水利の設置計画については、適当と認めます。

年 月 日

かすみがうら市消防長

住所
申請者
氏名

協議内容の変更について（届出）

茨城県かすみがうら市 番地 に造成計画しております
の消防水利の協議（か消警第 号
年 月 日付協議書）の内容につきまして、下記のとおり変更が
ありましたので届け出ます。

記

変更事項 :

変更前 :

変更後 :

様式第5号

工事検査（中間・完成）依頼書

年 月 日

かすみがうら市消防長

住所
申請者 氏名
電話番号

かすみがうら市消防本部開発行為消防水利設置指導基準第15条の規定により、次のとおり検査を願いたく届け出ます。

記

同意年月日・番号	年 月 日 か消警第 号
造成地の名称 所在地	
消防水利	
工事施工者	住所 名称 氏名 電話番号
現場管理者	住所 氏名 電話番号
※ 検査年月日	年 月 日 AM・PM ~

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

年 月 日

殿

かすみがうら市消防長

⑩

工 事 検 査 済 通 知 書

年 月 日付けで依頼のあった完成検査を実施した結果、開発行為等に関する消防水利設置計画書の内容に適合していると認められるので通知します。

開 発 区 域 の 所 在	
開 発 行 為 に 関 す る 同 意	年 月 日 第 号
検 査 項 目	
検 査 年 月 日	年 月 日
申 請 者 住 所 氏 名	

かすみがうら市消防長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

下記により消防水利の撤去を承認下さいますよう申請します。

記

1 撤去したい消防水利

(1) 位 置

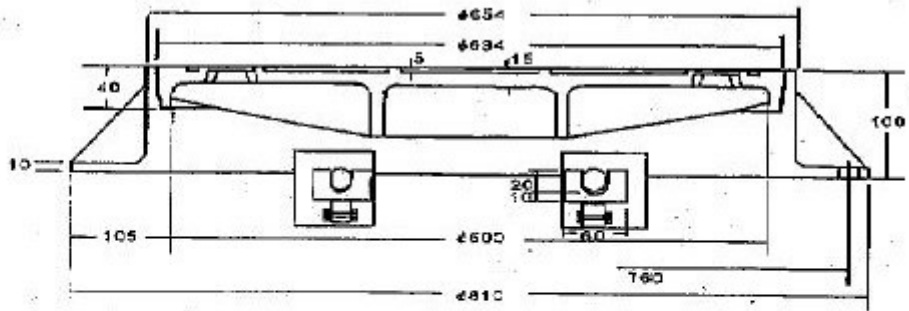
(2) 容 量

(3) 撤去の理由

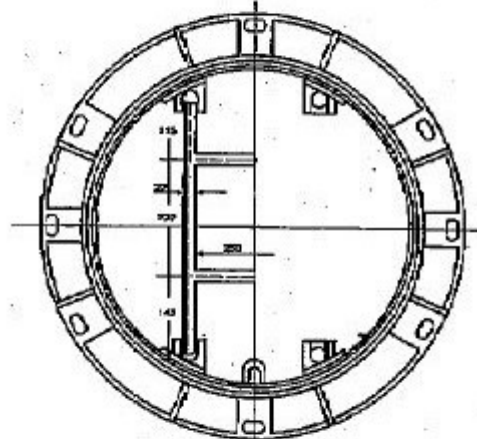
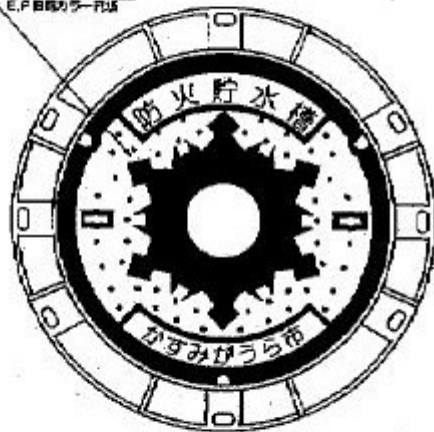
(4) 代替として新設・
既設の消防水利

(5) 撤去着手予定日

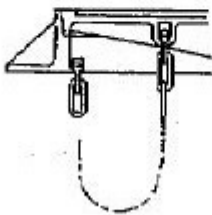
別図1



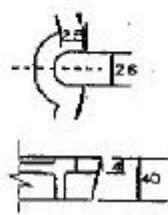
製造商
E.P.B. 株式会社



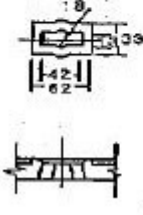
揚取装置



パネリ封鎖輪



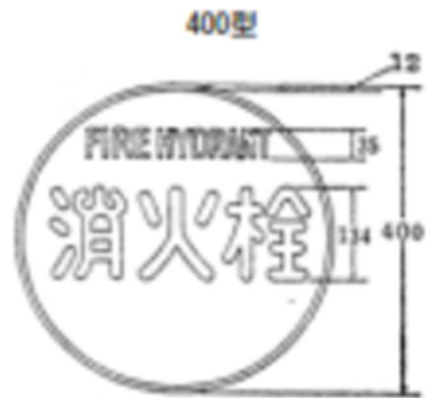
担孔封鎖箱



章 標



消防法第20条第2項に規定する消防水利の標識
575型



(数字は、ミリメートルを示す。)



色彩：文字および線を白色、地を赤色とする。